

公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水 設備工事責任技術者試験および更新講習実施要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、滋賀県内の下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)資格認定のための試験(名称を「排水設備工事責任技術者資格認定共通試験」とし、以下「試験」という。)および更新登録のための講習(以下「更新講習」という。)を、公益財団法人滋賀県建設技術センター(以下「センター」という。)において実施するために、必要な基本的事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に定める公共下水道管理者をいう。
- (2) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に定める排水設備の新設、増設、改築および撤去等の工事をいう。
- (3) 責任技術者 センターの理事長(以下「理事長」という。)が、この要綱に基づき排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有する者として認め、登録した者をいう。

第2章 責任技術者の試験

(試験の実施)

第3条 責任技術者の資格の認定にあたっては、排水設備の設計、施工等に関する試験を行う。

(試験の実施機関および実施対象)

第4条 試験は、センターが実施する。

2 試験は、責任技術者として登録を受けようとする者を対象として実施する。

(試験の実施回数および実施時期)

第5条 試験は、1年に1回実施する。ただし、特別な理由があると理事長が認める場合は、この限りではない。

2 試験は、理事長が定める日に実施する。

(試験の方式および内容)

第6条 試験は、筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計および施工ならびに維持管理に関するものとする。

2 試験に出題する問題(以下「試験問題」という。)は、公益社団法人日本下水道協会(以下「協会」という。)が作成する共通試験問題とする

(試験の受験資格)

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校または旧中学校令(昭和18年勅令

第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した者

(2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事または排水設備工事以外の下水道工事もしくは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有するもの

(3) 排水設備工事等の設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する者

(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する者は、試験を受験することができない。

(1) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権していない者

(2) 不法行為または不正行為等によって試験の合格または責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

(3) 前各号に掲げる者のほか、理事長が受験を不相当と認める者

(試験の実施方法等)

第8条 試験の受験申込みは、下水道管理者を経由して行うこととし、その他試験の実施方法等については別に定める。

(試験運営委員会の設置)

第9条 理事長は、試験の円滑な実施を図るため、試験運営委員会を設置する。

2 試験運営委員会の構成、業務および運営等については別に定める。

(採点の実施の委託)

第10条 理事長は、試験の採点を、協会に委託することができる。

(試験の合否の判定および合格証の交付)

第11条 理事長は、試験実施後、速やかに実施要領等に基づき、試験の合否の判定を行う。

2 理事長は、前項の判定の結果、合格と判定した者(以下「合格者」という。)に対して、速やかに合格および新規登録に必要な事項等の通知をするとともに、合格者の名簿を作成して各下水道管理者に通知する。

(試験の合格の取消し)

第12条 理事長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号の一つに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

(1) 試験の受験資格がないことが判明したとき

(2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき

2 前項の規定により、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を当該合格者に通知しなければならない。

3 試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を各下水道管理者に通知する。

第3章 責任技術者の新規登録

(新規登録)

第13条 理事長は、試験の合格者のうち、理事長の定める期限までに登録手数料の払込みのあった者を、責任技術者として新規登録するものとする。

2 理事長は、第1項の定められた期限までに登録手数料の払込みがない、または文書で登録を

辞退する旨の申し出のあった合格者については、新規登録をしないものとする。

- 3 前項の規定による未登録の合格者は、合格の日から5年を経過して最初に到来する4月1日以降、登録を受ける権利を失う。ただし、特別な理由があると理事長が認める場合は、この限りではない。
- 4 登録の有効な期間(以下「登録期間」という。)は5年間とし、当該試験実施年度の翌年度4月1日を開始日とし、開始日より5年後の3月31日を満了日とする。
- 5 理事長は、新規登録手続き終了後、速やかに新規に登録された者の名簿を作成し、全下水道管理者に通知する。

(登録の取消し等)

- 第14条 理事長は、責任技術者が不法行為もしくは不正行為等によりその適格性に欠けると判断した場合は、責任技術者の登録の取り消し、一時停止等の処分をしなければならない。
- 2 前項の規定により、処分をするときは、その都度、その旨を当該登録者に通知しなければならない。またその後、処分内容に応じて、責任技術者証の返還等をさせなければならない。
 - 3 前項の規定により処分をするときは、その都度、その旨を全下水道管理者に通知する。
 - 4 理事長は、責任技術者から登録を辞退する旨の申し出があった場合は、責任技術者の登録を取り消すことができる。
 - 5 前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その都度、その旨を全下水道管理者に通知する。

第4章 責任技術者の更新講習および更新登録等

(更新講習および更新登録)

- 第15条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、あらかじめ更新の登録(以下「更新登録」という。)を受けなければならない。
- 2 更新登録を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認および最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

(更新講習の実施機関)

第16条 更新講習は、第4条に規定する試験の実施機関が行う。

(更新講習の回数および実施時期)

第17条 更新講習は、理事長が定める日に実施する。

(更新講習の実施方法等)

第18条 更新講習の受講申込みその他実施方法等については、第8条の規定に準じて行う。

(更新講習運営委員会の設置)

- 第19条 理事長は、更新講習の円滑な実施を図るため、更新講習運営委員会を設置する。
- 2 更新講習運営委員会の構成、業務および運営等については別に定める。

(更新登録)

- 第20条 理事長は、更新講習終了後、修了者に対して責任技術者証を交付する。
- 2 登録期間は、現在の登録期間満了の翌日から5年間とする。
 - 3 理事長は、更新講習終了後、速やかに継続して登録される者の名簿を作成し、全下水道管理者に通知する。

- 4 理事長は、指定された更新講習を未修了の責任技術者については、登録期間満了後、資格を一時停止させるものとする。
- 5 前項により資格の一時停止を受けた責任技術者は、事前あるいは事後に下水道管理者を經由して申し出たうえで必要な手続きを行うことにより、登録期間満了の日から5年以内に更新講習を受講可能な場合に限り、指定される更新講習を受講し受講修了の日以降有効となる更新登録を受けることができる。ただし更新後の登録期間満了日は更新前の登録期間満了日から5年後の同日付けとなる。
- 6 登録期間満了の日から5年を超えて経過した者は、いかなる場合も更新登録を受けることができない。

(受験講習の実施)

第21条 理事長は、試験の受験を目的とした講習会(以下「受験講習」という。)を開催する。

2 受験講習は、第4条第1項、第5条第2項および第8条に定める試験の規定に準じて行う。

(資格審査委員会の設置)

第22条 理事長は、試験の合格の取消し、登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを審査するため、資格審査委員会を設置する。

2 資格審査委員会の構成、業務および運営等については別に定める。

第5章 雑 則

(手数料)

第23条 理事長は、次の各号の一つに該当する者につき、別表に定める手数料を徴収する。

- (1) 責任技術者試験の受験講習を受けようとする者
- (2) 責任技術者の更新講習を受けようとする者
- (3) 責任技術者試験を受けようとする者
- (4) 責任技術者の登録を受けようとする者
- (5) 責任技術者の更新登録を受けようとする者
- (6) 責任技術者証の再交付を受けようとする者

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公益財団法人滋賀県建設技術センター設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に責任技術者として財団法人滋賀県建設技術センター(以下「旧センター」という。)に登録されている者は、この要綱に定める登録者とみなす。また、その登録期間は、旧センターに登録された登録期間の残期間とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、すでに責任技術者として登録されている者については、その登録資格の有効期間内にこの要綱に基づき実施される更新講習を受講した場合(公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水設備工事責任技術者試験および更新講習実施要領第11条第2項に基づく措置により受講を修了した場合を含む)にかぎり、この要綱により登録された責任技術者とみなすものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

区 分	手数料の名称	手数料	消費税 ※	合計金額
(1) 責任技術者試験の受験講習を受けようとする者	責任技術者 受験講習手数料	2,728円	272円	3,000円
(2) 責任技術者の更新講習を受けようとする者	責任技術者 更新講習手数料	7,273円	727円	8,000円
(3) 責任技術者試験を受けようとする者	責任技術者 受験手数料	7,273円	727円	8,000円
(4) 責任技術者の登録を受けようとする者	責任技術者 登録手数料	4,546円	454円	5,000円
(5) 責任技術者の更新登録を受けようとする者	責任技術者 更新登録手数料	4,546円	454円	5,000円
(6) 責任技術者証の再交付を受けようとする者	責任技術者証 再交付手数料	1,819円	181円	2,000円

※印:消費税とは、消費税および地方消費税をいう